



TNY India Newsletter

2026/9/15
No.35

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 インド商標法①
- 3 2026年8月に発出された主な法令
やガイドライン等の情報（8月1
日～8月31日）
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様
に關係するインド法の概要を紹介させていただきます。今号では、イン
ド商標法についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要
望がございましたら、tomohirom@tny-legal.com までご連絡頂けますと
幸いです。

インドの商標法①

1 概要

商標法(the Trade Marks Act, 1999、以下「本法」といいます)は、インドにおける商標の登録、登録商標の効力及び保護、並びに商標権侵害に対する救済等について定める法律です。本法は1999年に制定され、その後複数回の改正を経て現在に至っています。

本法は、商標として登録するための要件、出願から登録に至る手続、登録の存続期間・更新、登録商標に基づく権利の内容及びその侵害の類型、差止め・損害賠償等の侵害に対する救済措置、並びに侵害行為に対する罰則等について包括的に規定しており、インドにおける商標保護の基本法として機能しています。

2 主な定義

本法は、商標に関する用語について、主に以下のとおり定義しています。

・商標(trade mark) (本法2条(1)(zb))

図形的に表現可能であり、かつ他人の商品又は役務との識別を可能にする標章をいい、商品の形状、その包装、及び色彩の組み合わせを含み得るとされています。

なお、本法は、この基本的な定義を前提としつつ、適用される条文に応じて商標の範囲を次のとおり書き分けています。

(i) 罰則規定（本法102～106条、108条～121条）との関係では、登録商標又は取引上商品若しくは役務と商標権者としてその標章を使用する権利を有する者との関連性を示すために、若しくは示すような態様で、商品若しくは役務に関連して使用される標章をいいます。

(ii) 本法のその他の規定との関係では、取引上商品若しくは役務と商標権者として又は許諾された使用権者として当該標章を使用する権利を有する者との関連性を示すために、若しくは示すような態様で当該者の身元表示の有無を問わず商品又は役務に関連して使用され、又は使用が予定されている標章をいい、いずれの場合も証明商標又は団体商標を含みます。

・標章(mark) (同条(1)(m))

デバイス、ブランド、見出し、ラベル、チケット、氏名、署名、単語、文字、数字、商品の形状、包装又はこれらの組み合わせを含みます。

・周知商標(well-known trade mark) (同条(1)(zg))

ある特定の商品又は役務との関係で、その商品を使用し又はその役務の提供を受ける需要者の実質的な部分において、他の商品又は役務についてその標章が使用された場合に、その使用が当該他の商品又は役務と、もとの商品又は役務についてその標章を使用する者との間に、取引上の関連性があることを示すものとして受け取られるに至った標章をいいます。

- ・団体商標(collective mark)(同条(1)(g))

当該標章の権利者である者の団体(1932年インドパートナーシップ法におけるパートナーシップに該当しない団体をいいます)の構成員の商品又は役務を他と識別するための商標をいいます。

- ・証明商標(certification trade mark)(同条(1)(e))

商品若しくは役務の原産地、材質、製造方法若しくは役務の提供方法、品質、正確性その他の特性について、商標権者による証明がされた商品又は役務を、そのような証明がされていない商品又は役務と識別することを可能にする標章であって、取引上使用されるものをいい、当該証明商標の権利者としての当該者の名義で、第IX章に基づき当該商品又は役務について登録することができるものをいいます。

3 登録要件

(1) 絶対的拒絶理由

本法は、商標そのものの性質に起因してそもそも登録を認めるべきでない場合として、以下の絶対的拒絶理由を定めています。

①識別力に欠ける商標(本法9条(1))

- ・識別力を欠く商標(ある事業者の商品又は役務を他の事業者のものと識別することができない商標)
- ・商品若しくは役務の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期その他の特性のみを専ら示す標章のみからなる商標
- ・現在の言語において又は取引上の善意かつ確立した慣行において慣用的となった標章のみからなる商標もともと、出願日前の使用の結果として当該商標が識別力を獲得していた場合、又は当該商標が周知商標である場合には、この拒絶理由は適用されません。

②公益及び社会的観点から登録することができない商標(本法9条(2))

公衆を欺瞞し、又は混同を生じさせるような性質を有する商標、インド国民のいずれかの階層若しくは宗教的感情を害するおそれのある事項を含む商標、わいせつ又は醜悪な事項からなる若しくはこれを含む商標、及び1950年紋章及び名称(不正使用防止)法により使用が禁止されている商標については、登録が拒絶されます。

③立体商標に特有の制限(本法9条(3))

商品自体の性質から当然に生じる商品の形状、技術的效果を得るために必要な商品の形状、又は商品に実質的な価値を与える形状のみからなる場合には、当該標章を商標として登録することができません。

(2) 相対的拒絶理由

商標そのものの性質とは別に、先行商標などの既存の他人の権利と抵触する場合にも登録が拒絶されることがあります。これを相対的拒絶理由といい、以下の3類型があります。

①先行商標との関係で混同を生じるおそれがある場合(本法11条(1))

先行商標との同一性若しくは類似性、及び対象となる商品若しくは役務の同一性若しくは類似性を理由として公衆に混同(先行商標との関連性についての誤認を含みます)のおそれが生じる場合には、登録が拒絶されます。

②先行商標が周知商標である場合の特別な保護(本法11条(2))

先行商標が周知商標である場合には、対象となる商品又は役務が類似していなくても正当な理由のない後発の商標の使用が当該周知商標の識別力若しくは信用へのフリーライドをもたらし、又はこれらを毀損するおそれがあるときは、登録は認められません(詳細は後記6)。

③コモンロー上の権利に基づく保護(本法11条(3))

未登録商標を保護するコモンロー上の詐称通用(passing off)法理又は著作権法により、当該標章の使用が妨げられる場合にも、登録は拒絶されます。

先行商標の権利者が登録に同意する場合には、登録が認められることがあります(本法11条(4))。なお、上記②及び③の場合には、先行商標の権利者が異議申立て手続においてこれを異議として提起しない限り、登録局が拒絶理由とすることはできません(本法11条(5))。

(3) 異なる出願人による同一・類似商標の並存登録

誠実な同時使用(honest concurrent use)があったこと、又はその他の特別な事情があり、登録局(Registrar)が相当と認める場合には、類似の商品について、複数の権利者による同一又は類似の商標の登録が認められることがあります。その場合、登録局が相当と認める条件又は制限に服するものとされます(本法12条)。

4 出願から登録までの手続

出願から登録までの主な手続の流れは、以下のとおりです。

(1) 出願

商標を使用し、又は使用しようとする者は、所定の様式により登録局に出願することができます(本法18条)。1件の出願で複数の類にわたる商品及び役務を指定することができますが、手数料は類ごとに算定されます。出願は、原則として、出願人のインド国内における主たる営業所の所在地を管轄する商標登録局に対して行われます。共同出願の場合には、出願書中で最初に記載された出願人のインド国内における主たる営業所の所在地を管轄する登録局に出願します。共同出願の出願人がインドに居住していない場合には、その営業所が所在する地域を管轄する商標登録局に出願します。

(2) 審査

登録局は出願を審査し、無条件で若しくは条件を付して受理するか、又は拒絶するかを決定します(本法18条(4))。登録局は、商標登録出願が受理された後その登録がされる前であれば、当該出願が誤って受理されたものであると認める場合又は当該商標を登録すべきか否かについての事情が当該出願が受理された際の条件若しくは制限と異なっていると認める場合には、当該出願を撤回することができます。

(3) 公告

出願が受理された場合には、所定の方法により公告されます(本法20条)。公告後に出願内容に訂正がある場合には、登録局は所定の方法により出願人に通知しなければなりません。

(4) 異議申立て

何人も、公告の日から4ヶ月以内に、手数料を納付の上、書面により異議申立てをすることができます(本法21条)。出願人は、異議申立ての通知を受領してから2ヶ月以内に、その根拠となる理由を記載した答弁書及び証拠を提出する必要があります。登録局は、当事者の意見を聴取し、証拠を考慮した上で、登録を認めるべきか否か、及び認める場合にはいかなる条件若しくは限定に服させるべきかを決定します。当事者のいずれもがインド国内に居住せず又は営業を行っていない場合には、登録局は手続費用の担保の供託を求めることができ、これに応じない場合には、出願又は異議申立てが放棄されたものとみなされることがあります。

(5) 登録

異議申立てがない場合、又は異議申立て手続が最終的に出願人に有利に確定した場合には、登録局は原則として出願の日から18ヶ月以内に商標を登録するものとされています(本法23条)。登録の効力は、出願日に遡って生じます。出願人の責めに帰すべき事由により、出願の日から12ヶ月以内に登録が完了しない場合には、登録局は、当該事由を是正すべき期間を明示した所定の方法による通知を出願人に対して行った上で、当該出願を放棄されたものとして取り扱うことができます。登録が無事完了した場合には、出願人には登録局から登録証が交付されます。

5 登録の存続期間、更新及び不使用による取消し

(1) 存続期間及び更新

商標登録の存続期間は、登録の日から10年間であり、その後10年ごとに更新することができます(本法25条)。更新期限が経過した後であっても期限満了から6ヶ月以内であれば、所定の手数料の納付により更新をすることが可能です。登録局は、満了日前に登録権者に対し手数料の納付に関する条件とともに通知を送付するものとされ、納付を怠った場合には当該商標は登録簿から抹消されます。更新手数料の不納により登録簿から抹消された場合であっても、登録局は、直近の登録の満了日から6ヶ月を超え1年以内に申請がされ、かつ相当と認めるときは、当該商標を登録簿に回復させ更新登録をすることができます。

(2) 登録抹消後の第三者出願との関係

更新手数料の不納により登録簿から抹消された商標は、抹消後1年間は他の類似の商標の登録出願を審査する目的においては、なお登録簿上に存在するものとみなされます。ただし、抹消前の直近2年間、当該商標について真正な取引上の使用がなかったことが示された場合、又は当該商標の使用によって誤認若しくは混同が生じるおそれがないと認められる状況にある場合にはこの限りではありません(本法26条)。

(3) 不使用による取消し

登録商標は、以下のいずれかの事由が認められる場合には、利害関係を有する者の申立てにより登録局又は高等裁判所(High Court)の決定によって登録簿から抹消されることがあります(本法47条)。

- ①出願の時点において、出願人が当該商品又は役務について当該商標を使用する誠実な意図を有しておらず、かつ抹消申立ての日の3ヶ月前までの時点において実際に当該商標の真正な使用がなかったこと
- ②抹消申立ての日の3ヶ月前までに、当該商標が登録簿に実際に記載された日から継続して5年以上の期間が経過しており、その間当該商品又は役務との関係で当該商標の真正な使用がなかったこと

もっとも、同一の商標権者による同種の商品若しくは役務又はこれに関連する商品若しくは役務についての真正な使用が示される場合には、当該申立ては認められません。

6 周知商標の保護

周知商標については、上記で説明した通常の相対的拒絶理由とは異なる、拡張的な保護が与えられています。

周知商標と同一又は類似する商標については、対象となる商品又は役務が非類似であっても、正当な理由のない当該商標の使用が、当該周知商標の識別力若しくは信用へのフリーライドをもたらし、又はこれらを毀損するおそれがあるときは、登録が拒絶されます(本法11条(2))。

ある商標が周知商標であるか否かの判断にあたり、登録局は、当該商標が(i)インドにおいて使用されていること、(ii)インドにおいて登録されていること、(iii)インドにおいて登録出願がされていること、(iv)インド国内において公衆一般に周知であることを、条件として要求していません(本法11条(9))。すなわち、インド国外における当該商標の使用、登録及び知名度についても、周知性の判断にあたり考慮されることがあります。さらに、登録局は、関連する公衆の間における当該商標の認知度、使用の期間及び地理的範囲、宣伝広告(展示会又は見本市における紹介を含みます)の期間及び地理的範囲、当該商標に係る権利行使の成功実績、並びに当該商標が登録され又は登録出願がされている範囲といった要素を考慮するものとされます(本法11条(6))。

ある商標が、いずれかの裁判所又は登録局によって、インド国内の少なくとも一つの関連需要者層において周知商標であると認定された場合には、登録局は当該商標を周知商標として取り扱うものとします。ある商標が関連需要者層において周知であるか否かの判断にあたっては、当該商品又は役務の実際の若しくは潜在的な需要者の数、当該商品又は役務の流通経路に関与する者の数、及び当該商品又は役務を取り扱う業界関係者の数が考慮されます(本法11条(7)、(8))。

2026年8月に発出された主な法令やガイドライン等の情報(8月1日～8月31日)

Issue Date	Title	Issuing Ministry
August 12	The Companies (Indian Accounting Standards) Amendment Rules, 2026	Ministry of Corporate Affairs
August 06	Reserve Bank of India (Non-Banking Financial Companies - Responsible Business Conduct) Third Amendment Directions, 2026	Reserve Bank of India
August 06	Reserve Bank of India (All India Financial Institutions - Responsible Business Conduct) Third Amendment Directions, 2026	Reserve Bank of India
August 06	Reserve Bank of India (Commercial Banks - Responsible Business Conduct) Fourth Amendment Directions, 2026	Reserve Bank of India
August 29	The Legal Metrology Indian Standard Time Rules, 2026	Department of Consumer Affairs

August 11	Amendment to SEBI (Issue and Listing of Municipal Debt Securities) Regulations, 2015 (“ILMDS Regulations”)	Securities and Exchange Board of India
-----------	--	--

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい
- ✓ 株券電子化について相談したい
- ✓ BISについて相談したい
- ✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

在インド日本国大使館は、2026年9～10月を「Japan Month」とし、日印関係を政治、安全保障、経済、文化等の幅広い分野でさらに深化させることを目的として、様々なイベントを集中的に開催しています。

貿易・投資に関するビジネスセミナーのほか、華道の実演・展示会、アート展、日本のポップカルチャーを楽しむお祭りなど、内容は多岐にわたります。お近くで開催されるイベントがあれば、ぜひ足を運ばれてみてはいかがでしょうか。

本稿は、2026年9月15日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC,
Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14,
Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 9220808529

URL: <https://india.tny-legal.com>